

# 令和4年度

## 放課後児童クラブ利用のご案内



**申込期間：令和3年12月1日（水）～12月17日（金）**

**申込先：利用を希望する放課後児童クラブ**

加美町では、**放課後に家庭での保育に欠ける児童を対象**に、加美町放課後児童クラブ条例及び加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、放課後児童クラブを開設しています。

つきましては、令和4年度に放課後児童クラブの利用を希望する方はこのしおりを熟読のうえ、別紙「放課後児童クラブ利用申請書」を提出してください。

申請用紙は、お問い合わせ先の各放課後児童クラブ、ホームページにも備え付けてあります。

### 問い合わせ先

〒981-4252

宮城県加美郡加美町西田四番 7-1

**加美町役場 子育て支援室**

電話(0229)63-7870 FAX(0229)63-7873

E-mail : kosodateshien@town.kami.miyagi.jp

## 1. 目 的

小学校児童で保護者の労働等の理由により放課後、家庭において適切な保護を受けることができない児童に対して、公共施設を利用し適切な遊びと生活の場を与えるなどの指導を行い、児童の健全育成を図る。

## 2. 活動内容

子どもたちの健康管理と情緒の安定に配慮し、自主性、社会性、創造性を培う自由な遊びの場及び読書や宿題等のための場を提供する。

## 3. 対象児童

町内に居住する小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者。

## 4. 名称及び連絡先

名 称	場 所	定 員	連絡先
中新田放課後児童クラブ	中新田児童館内	110名	0229-63-7655
広原放課後児童クラブ	広原児童館内	60名	0229-63-4778
鳴瀬放課後児童クラブ	鳴瀬児童館内	60名	0229-63-2615
<b>【中新田地区の放課後児童クラブの問合せ先】</b> <b>中新田児童館 0229-63-7655</b>			
東小野田放課後児童クラブ	<b>東小野田小学校内</b>	60名	0229-67-7815
西小野田放課後児童クラブ	小野田保健センター	40名	0229-67-6969
<b>【小野田地区の放課後児童クラブの問合せ先】</b> <b>小野田福祉センター 0229-67-5100</b> <b>* 令和4年4月から東小野田放課後児童クラブは、東小野田小学校内へ移転します。</b>			
宮崎放課後児童クラブ	宮崎福祉センター内	60名	0229-69-5636
賀美石放課後児童クラブ	賀美石小学校内	40名	080-1693-5113
<b>【宮崎地区の放課後児童クラブの問合せ先】</b> <b>宮崎福祉センター 0229-69-5636</b>			

## 5. 開設期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

## 6. 利用時間

(1)下校時間から午後6時まで。

(2)就労等の理由により午後6時まで迎えにくることが困難な方に限り、午後7時まで利用時間を延長します（ただし土曜日は除く）。

(3)学校が臨時休業日や長期休業等の場合は、午前8時から午後6時まで。ただし、土曜日に実施する児童クラブにあつては、午前8時から午後5時まで。

(4)土曜日の利用

名 称	土曜開所日
中新田放課後児童クラブ	毎週（8：00～17：00）
広原放課後児童クラブ	第1土曜日（8：00～17：00）
鳴瀬放課後児童クラブ	第3土曜日（8：00～17：00）
東小野田放課後児童クラブ	第3土曜日（8：00～17：00）
西小野田放課後児童クラブ	第1土曜日（8：00～17：00）
宮崎放課後児童クラブ	第2土曜日（8：00～17：00）
賀美石放課後児童クラブ	なし

## 7. 臨時休校時の受入について

(1)自然災害等により小学校が臨時休校となった場合は、基本的に子どもたちは自宅待機（家庭内で児童の保育をお願いすること）となります。ただし、保護者の就労等、家庭状況により家庭内の児童の保育することが困難である、又はその他特別な事情により保育ができないと思われる場合は、**特例**としてお預かり出来る場合もあります。



### (特例事由の例)

- ① 共稼ぎの世帯であり、どうしても仕事を休むことができない場合。
- ② 祖父母や親戚等へ、子どもを一時的に預けることができない場合。
- ③ その他特別の理由がある場合。

※預かりを希望する場合は、必ず各クラブにご相談ください。

(2)インフルエンザの蔓延や新型コロナウイルス感染症拡大等の理由により学校、学級閉鎖時の放課後児童クラブは、規模縮小による対応、あるいは臨時休館となる場合もありますので、ご承知願います。

## 8. 休館日

- (1)土曜日及び日曜日（ただし土曜日に児童クラブを開設するクラブは除く）
- (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3)12月29日から翌年1月4日までの日
- (4)その他児童クラブの運営上、特に必要と認めた日



## 9 利用手続きについて

**受付は、令和3年12月1日（水）から12月17日（金）までです。**

- (1)放課後児童クラブ利用申請書に必要事項を記入し、保護者の就労証明書等の関係書類を添付のうえ、**希望する放課後児童クラブに提出してください。**
- (2)**保護者の就労状況、世帯員の構成状況等を審査・選考のうえ、令和4年2月末日までに利用承認通知書又は利用不承認通知書を通知します。**

## 10.添付書類について

**今回、添付の書類については、保育施設入所・入園に必要な書類のコピーが可能となりました。**

**提出する前にあらかじめコピーをしておいてください。**

### (1)保護者（父・母）の就労証明書

別紙就労証明書を添付し、提出願います。保護者の就労している業種によって証明書の様式が違いますので、該当する証明様式をお使いください。

複数のお子さんの利用申請の場合は、証明書は一部のみで結構です。

### (2)該当する方のみ、各種福祉サービスの手帳又は医療費等受給者証の写し

## 11.利用料金について

項目	料金	備考
利用料金（月額）	3,000円	同一世帯において2人以上の児童が児童クラブを利用する場合、児童2人目以降の利用料は半額となります。
一時預かり利用料（1回）	500円	傷害・賠償保険適用外
延長利用料（月額）	1,000円	
傷害・賠償保険料	800円	月額利用者のみ
一部行事費	臨時徴収あり	

※利用料金の集金方法については、決まり次第お知らせします。

## 12.利用料の減免

### (1)兄弟で利用する方

同一世帯において2人以上の児童が児童クラブを利用する場合、児童2人目以降の利用料は半額となります。

(2)その他減免の対象となる方

- ・生活保護を受けている世帯は無料となります。
- ・ひとり親家庭で前年度市町村民税非課税世帯は無料となります。
- ・利用する保護者の属する世帯の前年の市町村民税が非課税である場合は半額となります。

### 13.緊急一時預かりの利用について

家庭において緊急な理由等により、家庭で児童を見ることができなくなる場合に、児童を一時的に放課後児童クラブで預かる「一時預かり利用申請」ができます。

一時預かり申請書へ必要事項を記入のうえ、利用を希望する放課後児童クラブへ申し込んでください。通年利用と違い、就労証明書等の添付は必要ありません。

なお利用に際し、令和4年度から日額500円となりますが、傷害・賠償保険の適用外となりますので、ご了承ください。

### 14.主な準備物の参考例（持ち物すべてに必ず名前を記入してください。）

上履き（必要ないクラブもあります）、水筒、ボックスティッシュ、マスク、着替え（下着、くつした等）、ビニール袋 ほか

※土曜日や長期休業、振替休業などの休業中には、昼食等が必要です。

### 15.その他

・住所、就労状況、緊急時の連絡先等に変更があった場合には、すみやかに連絡をお願いします。

（登録事項変更届出書の提出が必要となります。）

・必要事項等は、利用が決まり次第、各クラブから連絡します。

